

## 生物多様性保全推進交付金取扱要領

### 1. 対象事業

(1) 交付金の対象となる事業は、次によるものとする。

#### ①野生動植物保護管理対策

- i 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成4年法律第75号）に基づく保護増殖事業計画に位置づけられた事業
- ii 鳥獣保護法（鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成14年法律第88号）に基づく特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業
- iii 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針に基づく保全事業（自然公園等事業の対象事業を除く）
- iv 環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類またはⅡ類に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業

#### ②外来生物防除対策

- i 外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、平成16年法律第78号）に基づく防除計画に位置づけられた事業
- ii 国内移入種または要注外来生物に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

#### ③重要生物多様性地域保全再生

- i 自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく事業実施計画に位置づけられた事業（自然公園等事業の対象事業を除く）
- ii 世界遺産条約に基づく自然遺産の登録地において行われる事業であって、世界遺産の管理計画に位置づけられた事業
- iii その他、法令または国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域（MAB）、もしくは環境省の選定する重要湿地、特定植物群落等における事業であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業。

(2) 次に該当する場合は、交付金の対象とならない。

- ①地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業。ただし、他の助成金等と本事業による助成金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く。
- ②地域における生物多様性の保全再生とのつながりが認められない事業
- ③収益を目的とした事業
- ④宗教的または政治的宣伝意図を有する事業

## 2. 経費区分及び内容

この交付金事業の交付対象事業費（交付金額算定基準による交付額）は、別表に定める経費区分及び内容により算定した額とする。ただし、当該区分に係る実支出額が大臣の定める基準額より少ない時は、その実支出額とする。

また、この経費の区分等によるところが著しく不適當または困難であるものについてはその限りでない。

なお、無償労務費については、別記様式1により算定すること。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。

## 3. 実績報告に係る添付資料等

実績の報告にあたっては、交付対象経費にかかる請求書等の実績を示す資料を提出すること。無償労務費に係る実績については、別記様式2により具体的な活動状況等を明らかにし、金額の算定根拠とすること。

別表 交付対象経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいい、目的、内容、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいい、目的、賃借期間、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
9 賃 金	日々雇用者に対する賃金支払いに要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいい、目的、役務等の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動にかかる無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいい、活動の内容、人数、単価（当該地域の地域別最低賃金）、活動日数及び金額がわかる資料を添付すること。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費。

別記様式1 無償労務費 算定根拠

活動回数	回	参加人数のべ数		名	活動場所		
活動年月日	具体的な活動内容・実施方法	無償労務			経費		
		人数	時間	作業のべ時間	内容	単価	金額
		合計					

別記様式2 無償労務費 実績報告

実施状況

※1回の活動ごとに活動状況等を示す写真などと合わせて作成して下さい。

活動年月日	平成 年 月 日
活動内容	
実施方法	
活動場所	

作業人員

※16歳未満の者による作業は記入しない。休憩時間は作業時間から除く。別様式で提出する場合は、住所や電話番号等の個人情報削除すること。

氏名	作業時間	氏名	作業時間
		合計	

無償労務費

$$\begin{array}{rcl}
 \text{作業時間の合計} & & \text{地域別最低賃金} & & \text{無償労務費} \\
 \underline{\hspace{10em}} & \times & \underline{\hspace{10em}} & = & \underline{\hspace{10em}} \\
 \text{時間} & & \text{円} & & \text{円}
 \end{array}$$